

高知工業高等専門学校		開講年度	令和02年度 (2020年度)		授業科目	法学 B	
科目基礎情報							
科目番号	1483		科目区分		一般 / 選択		
授業形態	講義		単位の種別と単位数		履修単位: 1		
開設学科	総合科学科		対象学年		4		
開設期	後期		週時間数		2		
教科書/教材	教科書（必携）：坂東俊矢・細川幸一『18歳から考える消費者と法（第2版）』（法律文化社、2014年）						
担当教員	菊池 直人						
到達目標							
【到達目標】 1. 民法に関する基礎知識を身につける。 2. 消費者と法に関する基礎知識を身につける。							
ルーブリック							
		理想的な到達レベルの目安		標準的な到達レベルの目安		未到達レベルの目安	
評価項目1		民法に関する基礎知識に関する出題について、8割以上、正解できる。		民法に関する基礎知識に関する出題について、7割以上、正解できる。		民法に関する基礎知識に関する出題について、6割以上、正解できる。	
評価項目2		消費者関連法についての基礎知識に関する出題について、8割以上、正解できる。		消費者関連法についての基礎知識に関する出題について、7割以上、正解できる。		消費者関連法についての基礎知識に関する出題について、6割以上、正解できる。	
学科の到達目標項目との関係							
学習・教育到達度目標【建設工学教育プログラム】(A) JABEE (E) JABEE 基準1(2)【建設工学教育プログラム】(b)							
教育方法等							
概要		私法の一般法である民法、および消費者に関連する法の基礎を、契約制度を中心に解説していきます。					
授業の進め方・方法		通常の講義形式で行います。講義内容の理解を確かめるため、質問をすることもあります。					
注意点		中間試験および学期末試験の成績の平均を80%，平素の学習状況等を20%の割合で総合的に評価します。					
授業計画							
		週	授業内容		週ごとの到達目標		
後期	3rdQ	1週	日常生活と法		授業で説明した内容を修得する。		
		2週	民法の基礎（1）		授業で説明した内容を修得する。		
		3週	民法の基礎（2）		授業で説明した内容を修得する。		
		4週	市場経済の仕組みと法		授業で説明した内容を修得する。		
		5週	消費者の権利		授業で説明した内容を修得する。		
		6週	消費者法とは何か		授業で説明した内容を修得する。		
		7週	消費者契約に関する法律の考え方		授業で説明した内容を修得する。		
		8週	未成年者と法		授業で説明した内容を修得する。		
	4thQ	9週	クーリング・オフ		授業で説明した内容を修得する。		
		10週	クレジットカードと法		授業で説明した内容を修得する。		
		11週	製造物責任法		授業で説明した内容を修得する。		
		12週	食の安全と表示		授業で説明した内容を修得する。		
		13週	消費者の役割		授業で説明した内容を修得する。		
		14週	企業の責務		授業で説明した内容を修得する。		
		15週	まとめ		授業で説明した内容を修得する。		
		16週					
モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標							
分類		分野	学習内容	学習内容の到達目標		到達レベル	授業週
基礎的能力	工学基礎	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	技術者倫理(知的財産、法令順守、持続可能性を含む)および技術史	知的財産の社会的意義や重要性の観点から、知的財産に関する基本的な事項を説明できる。		2	
評価割合							
	試験	発表	相互評価	態度	ポートフォリオ	その他	合計
総合評価割合	0	0	0	0	0	0	0
基礎的能力	100%	0	0	0	0	0	0
専門的能力	0	0	0	0	0	0	0
分野横断的能力	0	0	0	0	0	0	0